

### 3. 指定避難所と指定緊急避難場所

#### ①基本的な考え方

1.山岸小学校(上層階):洪水浸水想定区域内にあるため、洪水時は「指定避難所」としては開設しません。避難が遅れた場合の「命を守るための緊急的な避難(最終手段)」としての位置づけになります(指定緊急避難場所)。

2.山岸地区活動センター:洪水時に開設する「指定避難所(災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設)」です。また、「水害時に優先的に開設する避難所」であり、水害時には他の避難所よりも優先して開設する位置づけです。

従って、洪水時には「山岸小学校」ではなく、「山岸地区活動センター」が指定避難所として開設されている場合は同センターに避難することが基本になります。



日頃から指定避難所・指定緊急避難場所への安全な経路を確認しましょう。

#### ②避難所開設のタイミング

①に記載のとおり、洪水時は「山岸地区活動センター」が優先して開設される指定避難所であり、必要に応じて「高齢者避難」等の段階で、避難所として開設される施設となっています。※「山岸小学校」は、洪水浸水想定区域内にあるため、指定避難所としては開設しません。あくまで逃げ遅れた場合の「緊急的に退避する場所」となります。

#### ③タイムラインの考え方(洪水時)

一般的な流れを整理すると以下のとおりです。※必ずしも、この流れのとおり避難所を開設するものではありません。